

大阪市ホームレスの自立の 支援等に関する実施計画

【2024(令和6)年度～2028(令和10)年度】

令和6年3月
大阪市

わが国では、バブル経済崩壊後の景気低迷が深刻化した1996（平成8）年頃から大都市を中心にホームレス（注）が急増し、大きな社会問題となりました。

しかし、2023（令和5）年1月に国において実施されたホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）によると、全国のホームレス数は3,065人（2019（令和元）年1月調査時、4,555人）であり、この5年間に約32.7%減少しています。

これは、関係機関との連携や民間団体、地域住民の協力を得ながら、ホームレスが地域社会の中で自立した生活が送れるよう、積極的に自立支援施策に取り組んできた成果等によるものです。

しかし、2021（令和3）年11月に実施された生活実態調査によると、ホームレスの高齢化や野宿生活期間の長期化が一層顕著になるとともに、野宿生活を脱した後、再路上化するホームレスの存在や、一定程度存在する若年層については屋根のある場所と路上を行き来するなかで野宿生活期間が短期となる傾向があり、今後対応していかなければならない課題もあります。

特に、大阪市のホームレス問題の特徴は、景気変動の影響を受けやすい不安定就労層の問題、あいりん地域におけるホームレスの問題及び常用雇用から失業したホームレスの問題が複合していることです。

本計画はこうした状況の変化を踏まえ、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）や「大阪府ホームレスの自立支援等に関する実施計画」に即して、大阪市の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施し、もってホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たに野宿生活になることを防止するなど、ホームレス問題の解決を図ることを目的として策定します。

（注）・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 抜粋

第2条 ホームレスとは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

・本計画においても、ホームレス状態にある人をホームレスと表現しています。

目 次

第1 現状	
1 ホームレスの現状.....	1
(1)概数調査の結果.....	1
(2)生活実態調査の結果.....	2
2 大阪市の主な施策の実施状況.....	5
(1)ホームレス巡回相談事業.....	5
(2)自立支援センターの設置・運営.....	5
(3)あいりん日雇労働者等自立支援事業.....	6
(4)生活ケアセンターの設置・運営.....	7
(5)保健医療対策.....	7
第2 課題分析.....	9
1 自立後の生活を見据えた支援の必要性.....	9
2 早期支援による長期化の防止.....	9
3 再野宿化の防止.....	10
第3 施策の推進.....	11
1 自立支援施策のフロー図.....	11
2 課題に対する取組方針と具体的な方策.....	12
(1)安定した住居での個別支援の実施.....	12
(2)若年層、新規層への積極的な働きかけ.....	13
(3)就労支援施策の充実.....	13
3 取組方針における施策目標.....	14
(1)安定した住居での個別支援の実施.....	14
(2)若年層、新規層への積極的な働きかけ.....	14
(3)就労支援施策の充実.....	14
4 計画の推進にあたって.....	14
(1)保健及び医療の確保.....	14
(2)個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業.....	15
(3)野宿生活となるおそれのある人が多数存在する地域を中心 として行われる生活上の支援.....	15
(4)ホームレスに対し緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施.....	16
(5)ホームレスの人権の擁護.....	17

(6) 地域における生活環境の改善	17
(7) 地域における安全の確保	18
(8) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携.....	18
第4 大阪市の実施計画について.....	19
1 計画期間.....	19
2 実施計画の評価と実施計画の見直し.....	19

第1 現状

1 ホームレスの現状

国は、ホームレス特措法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を把握することなどを目的に、全国調査を実施しています。全国調査は、「概数調査」と「生活実態調査」から構成されています。

(1) 概数調査の結果について

都市公園、河川、道路、駅舎、その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいるホームレスの人数を目視により調査しており、2003（平成15）年1・2月にすべての市町村（特別区も含む）で行われ、2007（平成19）年以降、毎年1月に実施されています。

ア 全国のホームレスについて

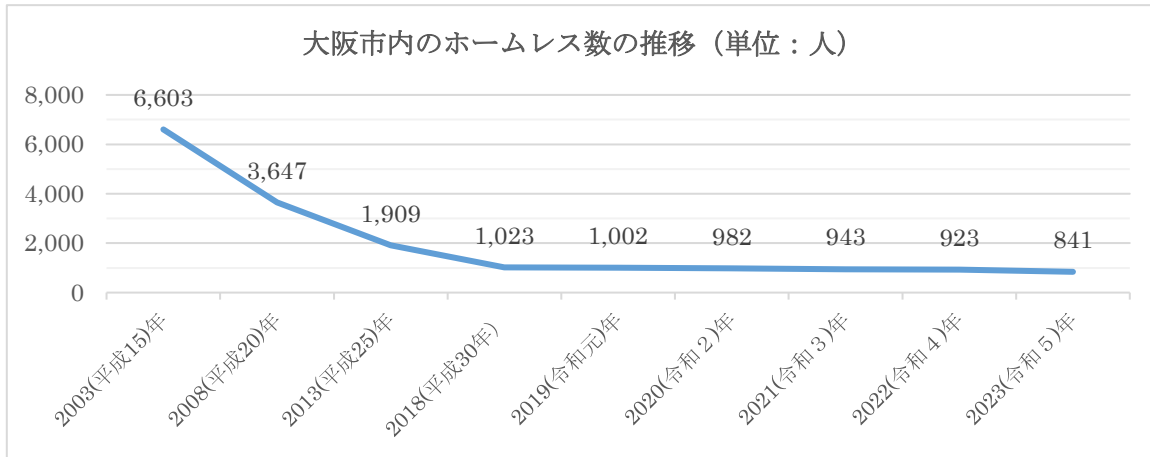
2023（令和5）年1月の概数調査の結果によると、ホームレスの数は全国3,065人で、大阪市（841人）、東京都23区（604人）、横浜市（247人）、川崎市（132人）で全国の約3分の2を占めるなど、大都市圏へ集中する状況にあります。

全国と主な都市のホームレス数の推移（単位：人）

	平成31年1月	令和2年1月	令和3年1月	令和4年1月	令和5年1月
全国	4,555人	3,992人	3,824人	3,448人	3,065人
大阪市	1,002人	982人	943人	923人	841人
東京都23区	1,033人	818人	800人	703人	604人
横浜市	458人	381人	378人	285人	247人
川崎市	285人	214人	182人	161人	132人

イ 大阪市内のホームレスについて

また、大阪市内のホームレスは1996（平成8）年頃から急増し、その後、施策の効果等によって1999（平成11）年頃をピークに減少に転じたと推定されます。2023（令和5）年1月の概数調査では841人となっており、2019（令和元）年の全国調査と比べると、161人減少しています。一方で、ホームレスの高齢化・長期化が顕著となり、福祉的な支援に繋がらない事例も発生しています。



(2) 生活実態調査の結果について（2021（令和3）年調査：大阪市内分）

「生活実態調査」は、2003（平成15）年、2007（平成19）年及び2012（平成24）年、2016（平成28）年の概ね5年毎に行われ、2021（令和3）年においては、全国で約1,300人のホームレスを対象に実施され、大阪市内では約250人に対して、面接による聞き取り調査が実施されました。

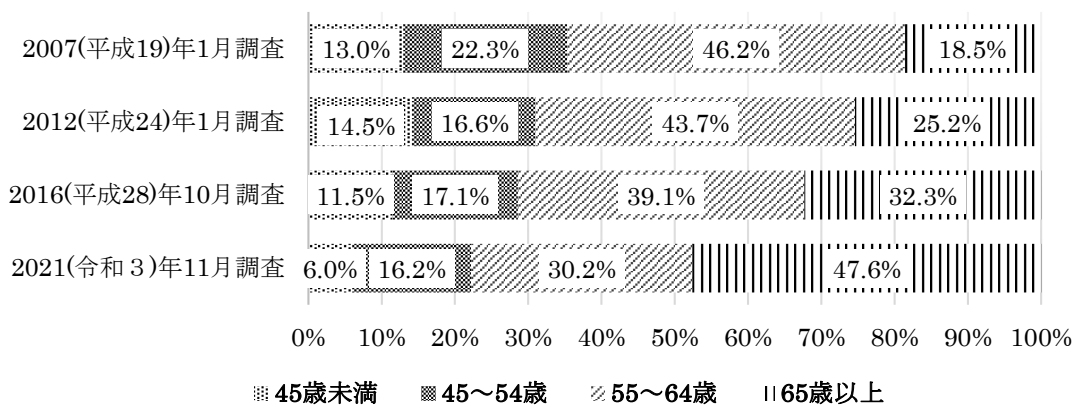
ア 年齢・性別

年齢層については、65～74歳が最も多く38.8%となっており、次いで55～64歳以上が30.2%となっています。65歳以上の高齢者の割合は、47.6%を占めており、ホームレスの高齢化が進んでいます。

また、45歳未満の若年層は6.0%となっており、全体に占める割合は低いものの、一定数存在しています。

なお、性別では男性が98.8%となっています。

ホームレスの年齢構成の比較（2007（平成19）・2012（平成24）・2016（平成28）・2021（令和3）年調査比較）



（生活実態調査 大阪市内分）

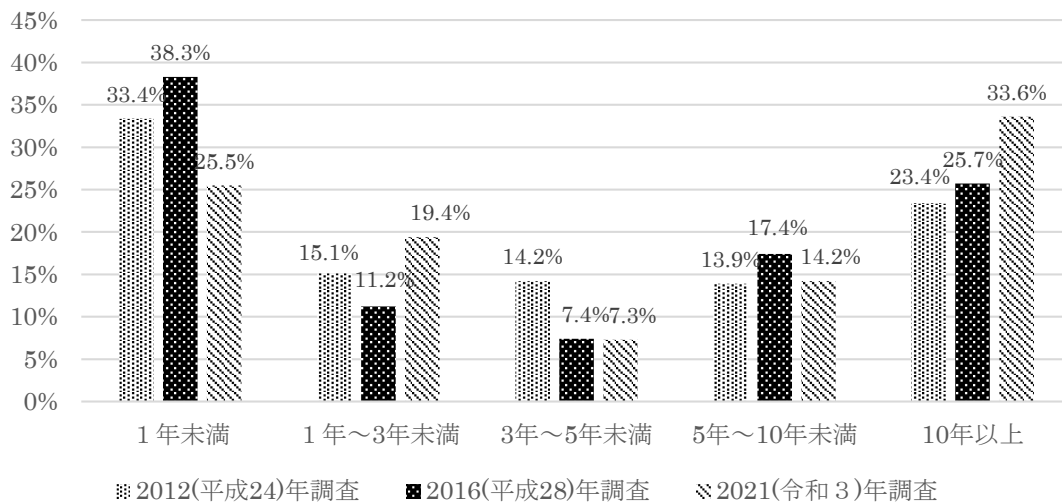
イ 野宿生活の状況

(ア) 生活の場所については、「一定の場所に決まっている」が60.0%となっています。「一定の場所に決まっている」のうち、公園29.3%、道路28.7%、河川10.0%であり、道路・公園・河川敷が約7割近くを占めています。

(イ) 野宿生活期間については、2016（平成28）年の調査と比較して、野宿生活期間が5年～10年未満では17.4%から14.2%へ、10年以上が25.7%から33.6%へ増加しており、野宿生活期間が長期化する傾向が表れています。

一方で、野宿生活期間が1年未満の人の割合は38.3%から25.5%と減少傾向にあります。

今回の野宿生活期間（2012（平成24）・2016（平成28）・2021（令和3）年調査との比較）



（生活実態調査 大阪市内分）

(ウ) 「現在の野宿生活期間が1年未満」の人のうち、「初めて野宿生活をした時期が5年以上前」の人が12.9%、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している人たちが少なくないことがうかがえます。

(エ) 現在の仕事と収入状況については、62.2%の人が仕事をしており、その仕事は「廃品回収」が54.7%と最も多くなっています。（複数回答）

(オ) 仕事による収入月額額は5～10万円の人が39.0%、3～5万円の人が31.5%、10万円以上の人12.4%となっており、仕事をしている人の平均収入額は約5.5万円となっています。

ウ 野宿生活までのいきさつ・生活歴

(ア) 野宿生活をする直前にしていた仕事は、「建設・採掘従事者」が 40.1% となっており、次いで「生産工程従事者」が 18.6% となっています。

また雇用形態については、「常勤職員・従業員（正社員）」が 38.2%、「臨時・パート・アルバイト」が 28.6%、「日雇」が 27.7% となっており、非正規雇用での割合が 56.3% と高い傾向にあります。

(イ) 野宿生活をするに至った理由は、「仕事が減った」が 39.0%、「人間関係がうまくいなくて仕事を辞めた」が 26.0%、「倒産や失業」が 21.5% となっています。（複数回答）

エ 今後のぞむ生活について

「アパートに住み、就職して自活したり」が 16.4%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつきたい」が 17.9% である一方で、「今のままでいい（路上生活）」が 32.9% という結果となっています。

オ 健康状態

現在の健康状態については、69.9% の人が「たいへんよい」「よい」と回答しましたが、30.1% の人が「あまりよくない」「よくない」と回答しています。「あまりよくない」「よくない」と回答した人のうち「通院している」は 28.8%、「市販薬で対処している」が 16.4% であるのに対し、「何もしていない」が 54.8% に上っています。（複数回答）

カ 福祉制度

(ア) 巡回相談事業については、66.8% の人が巡回相談員に会ったことがあり、「相談したことがある」人は、前回の 2016（平成 28）年調査の 42.6% から 16.4% に減少しています。

また、自立支援センターについても、55.2% の人に認知されていますが、「利用したことがある」人は 13.3% となっています。

なお、生活保護を「利用したことがある」人は 39.3% で、そのうち「入院」による生活保護適用が 11.3% でした。

(イ) 求職活動等については、「求職活動をしている」が 10.9%、「今後、求職活動する予定である」が 21.4% であり、32.3% の人が求職活動に意欲を持っています。

2 大阪市の主な施策の実施状況

(1) ホームレス巡回相談事業

相談員が市内を巡回し、ホームレスの就労・健康・悩み等についての相談を行い、就労による自立意欲のある人については、自立支援センターへの入所を勧奨しています。また、高齢、障がいや疾病等により福祉的援護が必要な人については、関係機関と連携を図るなどして、個々の状況に適した支援につなげています。その他、帰郷を希望する人については、帰郷先自治体への協力要請や家族・知人等への連絡・仲介を行っています。

○巡回相談事業における延べ面接回数

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
面接回数	7,437回	7,181回	6,825回	7,212回

(2) 自立支援センターの設置・運営

就労意欲のあるホームレス等が一定期間入所することによって、就労自立の支援を図ることを目的として、自立支援センターを設置し運営しています。

自立支援センターでは、宿所、食事を提供するとともに、生活、心身の健康などの相談指導、公共職業安定所との連携のもとで、職業相談・職業紹介などを行っています。

また、より一層きめ細かい自立支援にむけて以下の事業を実施しています。

○自立支援センター舞洲の入所者数

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
入所者	130人	137人	78人	66人

ア 賃貸住宅型自立支援事業

地域生活により近い生活環境で自立支援を行い、安定した自立生活へ早期に移行できるよう支援するとともに、女性・家族等の居住場所を確保するため、賃貸住宅型自立支援センターを運営しています。

イ アフターケア事業

自立支援センターの就労退所者に対して、退所後3年間を対象に職場や地域における生活等の相談や指導等を実施しています。

ウ 日雇労働者等技能講習事業

自立支援センターの入所者等が資格取得・技能向上を図ることにより、就労機会を確保することを目的として、国から委託を受けた民間事業者が、フォークリフト運転や介護ヘルパー等の多様な講習を実施しています。

(3) あいりん日雇労働者等自立支援事業

あいりん地域においては、日雇求人が大幅に減少しており、野宿生活を余儀なくされている日雇労働者が依然として多い状況にあることから、緊急・一時的な宿泊場所の提供、衛生状態の改善と併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策につなげるとともに、就労機会の創出等、総合的な支援を行うことにより自立促進を図ることを目的に、次の事業を実施しています。

ア 居場所支援

野宿生活を余儀なくされているあいりん地域の日雇労働者に対し、緊急・一時的に宿泊場所を提供することにより、就労自立を支援するとともに、地域の福祉の向上と安定を図るため、あいりんシェルターを設置し、運営しています。

○あいりんシェルター宿泊棟利用者（1日利用者平均）

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数	250人	199人	175人	157人

イ 相談支援

あいりん地域の日雇労働者に対し、既存施設でのシャワー等のサービスを提供し、衛生状態の改善及び自立意欲の促進を図っています。また、就労自立に結びつけるための自立支援を行うために、アセスメント機能を設けた相談支援を実施するとともに、各個人ごとの自立支援プランの作成、自立支援連絡会議の開催、各業務間の情報の共有化、ケース検討会の実施など、より各個人の状況に応じた支援を行っています。

○あいりんシェルターにおける延べ相談者数

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
延相談者数	10,443人	10,005人	8,889人	9,494人

ウ 高齢日雇労働者社会的就労支援

55歳以上のあいりん地域の高齢日雇労働者に対し、就労意欲の低下の防止、孤立の防止を図るとともに、自立に向けた支援を行うため、あいりん地域内、地域外それぞれの環境美化に関する作業を行っています。

○高齢日雇労働者等自立就労支援事業の延べ従事者数

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
延従事者数	38,912人	38,342人	38,378人	38,403人

エ 越年対策事業

年末年始に就労機会がないことによる収入減等により、簡易宿所での生活が困難となり、野宿生活を余儀なくされる日雇労働者に対し、年末年始の間、宿所等を提供しています。

○越年対策事業の延べ利用者数

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数	321人	280人	237人	210人

(4) 生活ケアセンターの設置・運営

高齢・病弱等で援護を要するホームレスが短期間入所し、生活指導等を通じて自立の促進を図ることを目的として、生活ケアセンターを設置・運営しています。

○生活ケアセンター1日平均利用者数（三徳・婦人ホーム生活ケアセンターの1日平均合計人数を記載）

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
利用者数	121人	82人	73人	72人

(5) 保健医療対策

自立支援センターの入所者に対し、健康診断、結核健診の実施や、精神保健担当医師による面談等、必要に応じて、医療の確保に努めるとともに、健康相談を実施しています。

巡回相談事業では、医療面での専門的知識によって、ホームレスへの助言、指導を行うため、保健医療担当相談員（看護師）を配置しています。また、野宿地で精神科医、内科医による相談を行っています。

さらに、あいりん地域の結核患者の早期発見・早期治療を目的として、あいりん総合センターや公園、シェルター前等で結核健診を実施しており、西成区保健福祉センター分館では結核療養相談を実施しています。また、結核患者を確実に治療完了へ導くため、患者の状況に応じたあいりんDOTS（服薬支援）を実施しています。

○西成区内の結核罹患率

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
罹患率	99.3%	90.4%	79.7%	58.5%

第2 課題分析

1 自立後の生活を見据えた支援の必要性

本市では、一時生活支援事業として生活ケアセンター、シェルター、自立支援センターを活用して自立に向けた支援を行っています。

あいりんシェルターの利用状況（令和5年6月）をみると、月20日を超えて利用している方が7割を超えており、また他の月においても同様の利用実態となっていることから、集団生活に基づく支援では必ずしも自立に繋がっていない状況がみられます。

今後は自らの自立後の生活を見据えることができる支援を行っていくことが求められています。

○あいりんシェルターにおける利用状況（令和5年6月）

利用日数	利用人数	全体に対する割合
毎日	71人	49.6%
26～29日間	17人	11.9%
21～25日間	15人	10.5%
16～20日間	18人	12.6%
1～15日間	22人	15.4%
合計	143人	100%

2 早期支援による長期化の防止

若年層や新規層については路上生活期間が短く支援に繋がりがやすい傾向にあります。野宿期間が1年未満の人のうち、就労自立や生活保護などの福祉施策に繋がった割合をみると、7割を超えている年度もあります。

若年層や新規層に対して、早期に支援に繋げることで自立を図っていくためにも、積極的に面接・相談を行っていくことが求められています。

○野宿期間が1年未満の人のうち、就労自立や福祉施策へ繋げた人数

年 度	①面接人数	②内1年未満	②のうち就労自立や福祉施策に繋げた人数	支援率
令和元年度	679人	184人	83人	45.1%
令和2年度	697人	189人	143人	75.6%
令和3年度	630人	128人	82人	64.0%
令和4年度	591人	105人	66人	62.8%

3 再野宿化の防止

自立支援センターを就労により退所できたものの、その後職場に定着できない方が一定数存在し、再び野宿生活に戻ってしまうケースもあります。

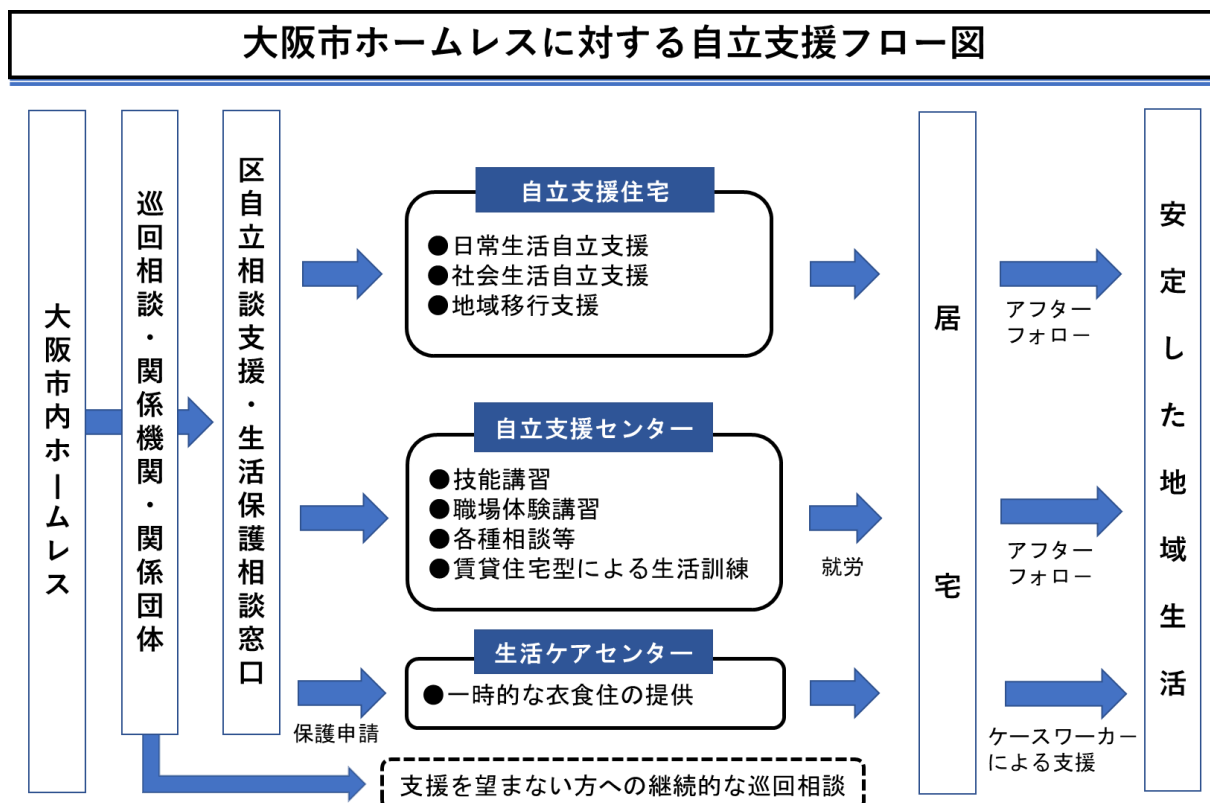
就労できた後に、安定して生活を営んでいただくために生活に関する相談や職場定着に向けた支援を行ってきましたが、今後は支援内容の充実を図り、就労後の再野宿化を防いでいくことが求められています。

○自立支援センター退所後の当該年度職場定着率

退所年度 \ 職業定着率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
令和元年度	67.2%	54.5%	52.7%	52.7%
令和2年度		79.1%	70.8%	70.8%
令和3年度			56.3%	47.2%
令和4年度				78.7%

第3 施策の推進

1 自立支援施策のフロー図



巡回相談や関係機関・団体等によって、市内のホームレスやホームレスになることを余儀なくされるおそれのある人に野宿生活地で面接・アセスメントを行うとともに、各区保健福祉センターと連携します。

就労自立が困難な人や、集団生活に困難を感じている人については、民間アパート等の自立支援住宅を活用し、生活訓練等を行い、安定した地域生活へ繋がります。

就労意欲はあるが失業状態の人（終夜営業の店舗等の住居喪失者を含む）などの就労自立が適当な人は自立支援センターで自立に向けた支援を行い就労自立につなげます。また、就労自立した人に対しては地域社会で安定した生活を継続できるようアフターフォローを行います。

これまでの生活環境等により社会生活を望まなくなった人に対しては、引き続き巡回相談を継続して行います。

2 課題に対する取組方針と具体的な方策

ホームレスの現状やこれまでの支援方策における課題を踏まえ、今計画期間においては、次の3つの取組方針を掲げ、具体的な方策を推進していきます。

(1) 安定した住居での個別支援の実施

ア 大阪市で実施している、既存の自立支援施設では福祉支援者などとの最低限の繋がりのみを構築しているため、集団生活に困難を感じて支援に繋がらないことや、自立支援施設の利用者であっても集団生活に慣れてしまうことで自立した生活が想像できず自立意欲の低下を招き、頻回利用となっている現状があります。そのため、個室を提供し地域での居宅生活に向けた支援を行い、自立の促進を図ります。

(ア) 民間の借り上げアパートなど原則個室かつプライバシーが守られる生活の場を用意し、地域での居宅生活移行に向けた環境を整備します。

(イ) 居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施します。

(ウ) 自立が図られた後も地域での生活を継続的に営めるよう定着に向けた支援を1年程度行います。

イ 自立支援センターを退所する人に対し、住宅に関する個々のニーズに応じた相談や、賃貸住宅の情報提供を行うなど、住環境にも配慮しつつ安定した居住の場所の確保を支援します。

(ア) 公営住宅法の趣旨を踏まえつつ、市営住宅の応募や入居の際の手続きに関して柔軟な対応を図ります。

(イ) 民間住戸を活用した賃貸住宅型自立支援事業によって、就労による自立を支援し、地域社会での安定した生活への移行を図ります。

(ウ) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に規定される居住支援協議会や居住支援法人等と連携し、個々のニーズにあった民間住宅への入居を支援します。

ウ 市営住宅の空き住戸活用によるシェルターの設置促進や、都市部におけるシェルターに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望する事業者にはシェルターの実施場所として利用可能な市営住宅の空き

住戸を提供します。

(2) 若年層、新規層への積極的な働きかけ

- ア 巡回相談員が市内各所を巡回してホームレスの生活・健康・悩み等について、面接相談を実施し、個々の状況に適した支援に繋がっていきます。また、必要に応じて、医師による健康・精神保健相談を行います。
- イ ホームレスになるおそれのある人や若年層などのホームレスに対し、日中の相談支援では、若年層や新規層の起居の確認が困難である為、早朝・夜間帯の巡回相談を増やすことで、早期発見・支援を行います。
- ウ 地域社会からの孤立者で終夜営業の店舗等、屋根のある場所と路上を行き来している層に対して、終夜営業の店舗等に協力を求め、相談支援窓口の周知ビラ等を店舗に設置してもらうとともに、店舗から支援要請があれば、巡回相談員を派遣し支援を行います。

(3) 就労支援施策の充実

就職により自立支援センターを退所したものの、職場に定着できず再野宿化する事例も見られます。

職場定着率の向上に取り組むことで、生活の安定を図り、地域生活の継続を推進する必要があります。

- ア 再野宿を防ぐため、自立支援センターの退所者に対するアフターケアとして、必要に応じて生活・職業相談機能を活用し、自宅等への訪問回数を増やすなど地域での安定した生活が営めるよう支援します。
- イ ホームレスの雇用の促進を図るために、国、府及び経済団体、労働団体等とともに大阪野宿生活者（ホームレス）就業支援協議会において、ホームレスに関する問題について協議を行い、事業主等への啓発に努めます。
また、自立支援センター入所者、あいりん地域の高齢日雇労働者に対して、支援協議会の協力を得ながら、NPOなど民間団体や各区の生活困窮者窓口との連携・協力を図り、ホームレスが就職しやすい職種の開拓や、求人確保、職業訓練等の就業へつなぐ支援を行います。
- ウ 常用雇用による自立が直ちには困難な人に対して、自立意欲を高め就業による自立を支援するため、民間事業所等を活用するなど多様な職業訓練を行うとともに、社会福祉法人、NPO等と連携しながら、一般就労に向けた就労体験やトレーニングを行う「中間的就労」の場や多種多様な職種

の開拓に関する情報収集及び情報提供等を行います。

なお、就業開拓推進員による職場体験講習実施企業の業種の拡大を行います。

3 取組方針における施策目標

(1) 安定した住居での個別支援の実施

5年間で延べ〇人をホームレス地域移行支援事業へつなぎます。

(2) 若年層、新規層への積極的な働きかけ

面接相談を行ったホームレスのうち、野宿期間が1年未満の人の65%以上を、就労自立や他の福祉施策につなげます。

(3) 就労支援施策の充実

ア 就労退所1年後の就労定着率を80%以上にします。

実績：70.2%（2019（令和元）年度～2022（令和4）年度の平均）

イ 就労退所3年後の就労定着率を60%以上にします。

実績：38.4%（2019（令和元）年度～2022（令和4）年度の平均）

4 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたって以下の観点からも取組を進めていきます。

(1) 保健及び医療の確保

ホームレスの個々の状況に応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核健診等の医療対策が必要なことから、巡回相談事業等により健康・精神保健相談を積極的に進め、疾病の早期発見や適切な医療につなげるよう支援します。

また結核罹患率（10万人あたりの発病者数）については、令和4年全国の平均罹患率8.2に対し、大阪市は17.4となっており、さらに西成区においては58.5と依然として高い数値であることから、結核健診やDOTSをはじめとする各種対策を集中的に講じていきます。

ア 巡回相談において、心身の健康に不安を抱える人からの相談等に対応するため、医師等による健康・精神保健相談等により疾病の発見に努め

ます。

イ 無料低額診療事業（社会福祉法第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業をいう。以下同じ。）を行う施設の活用を図り、疾病の発見に努めます。

ウ 自立支援センターにおいては、入所時に健康診断を実施し、疾病の早期発見に努め、医療の確保を図ります。

エ 結核に罹患しているホームレスを早期発見し、適切な医療につなげるため、保健福祉センターと巡回相談事業との連携を図り、検診の受診を奨励します。

(2) 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業

ホームレスの自立に向けた支援を行うにあたっては、個々の事情を踏まえ、関係機関とも連携を図りながら支援を推進していきます。

ア 障がいのあるホームレスや様々な困難を抱えるホームレスについては、自立した生活が営めるよう、関係部局が巡回相談、自立支援センター、保健福祉センター等と連携を密にして総合的な支援を行います。

イ 女性のホームレスに対しては、必要に応じて女性生活ケアセンターや女性相談センター等と連携を図り、必要な相談・支援を行います。

ウ 心のケア、債務整理、住居・就労にかかる保証人、家庭問題等の複数の課題が重なり合っていることもあります。これらの場合については、巡回相談、自立支援センターをはじめ、その他関係機関等が連携し、個々の状況に応じた支援を行います。

エ 生活ケアセンターにおいては、集団生活を基本とした支援を行っていますが、集団生活に困難を感じる方への対応として、個室による受け入れも行います。

オ よりきめ細かい自立支援の推進にむけて、個々の状態に応じた支援が行えるよう、巡回相談事業及び自立支援センター事業に従事する職員の研修の充実等、職員のスキルの一層の向上を図ります。

(3) 野宿生活となるおそれのある人が多数存在する地域を中心として行われる生活上の支援

本市のあいりん地域及びその周辺地域においては、歴史的に不安定な就労形態である日雇労働者が多数存在していました。現在では、その日雇労

働者が高齢化し、就労が困難な方が増えていることもあり、野宿生活を余儀なくされる方も多く見られます。

国、府等関係機関と連携し、野宿生活からの自立に向けた就労と生活の両面にわたる支援を行うことにより自立促進を図ります。

ア 仕事の減少による収入減等により、簡易宿所での生活が困難となり、野宿生活となるおそれのある日雇労働者等に対し、あいりんシェルター等による宿所提供するとともに、個別支援プログラム等による相談支援を実施します。

イ 年末年始に就労機会がないことによる収入減等により、簡易宿所での生活が困難となり、野宿生活を余儀なくされる日雇労働者等に対し、年末年始の間、宿所等を提供します。

ウ 高齢・病弱等で短期間の援助が必要な人に対し、生活ケアセンターで宿所・食事を提供し、生活指導等を通じて、自立促進を図ります。

エ 大阪社会医療センターにおいて、無料低額診療事業や医療・福祉に関する相談及び支援事業を実施し、地域における保健と福祉の増進を図ります。

オ あいりん地域の結核事情を改善することを目的として、結核対策（結核健診、DOTS事業など）を行います。なお、他の福祉施策などと連携し、今までに十分にアプローチできていない層に対しても、積極的に検診の受診を勧奨します。

カ 西成特区構想プロジェクトチームにより取り組まれる、地域課題の解決にも資する社会的就労などの特区構想関連事業を通じて、ホームレスの自立促進を図ります。

(4) ホームレスに対し緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施

ホームレスの中で、健康状態が悪化し医療機関への入院等の対応が緊急に講ずることが必要となった場合は適切な援助を行います。また、ホームレスに対する生活保護の適用について適切な運用を図っていきます。

ア 医療機関に緊急搬送された場合については、速やかに関係機関等との連携を図り調査のうえ、適切な保護に努めます。退院後の自立に向けた相談・支援については、個々の状況に応じた適切な対応に努めます。

イ 保健福祉センター等保護の実施機関が保護の適用を判断するにあたっては、ホームレスの個々の状況やニーズを把握した上で、自立に向けた支援を検討し、真に必要な人については適切な保護を実施します。

ウ 保護を要するが、居宅での生活が困難な人に対しては、生活保護施設など

を活用し、生活面を含めた必要な支援を行い、居宅生活へ移行し、地域で自立した生活ができるよう努めます。

(5) ホームレスの人権の擁護

ホームレスに対する偏見や差別、また、ホームレスが多く集まっている地域に対しての偏見が完全に解消されたとは言えないことから、広くホームレスに対する正しい理解を深めるため啓発活動などの人権の擁護に関する取り組みを推進します。

ア 日常的に地域住民の人権意識啓発などに取り組む社会福祉法人、民生委員・児童委員、NPO等と連携して地域における人権意識の普及・高揚を図ります。

イ 学校において児童・生徒のホームレス問題に対する正しい理解を促すため、人権尊重の教育を基盤とした人権教育を推進します。

ウ ホームレスに対する暴力や嫌がらせ等が生じた場合には、関係機関と連携し、迅速な問題の解決に努めます。

エ 自立支援センター等のホームレスが入所する施設においては、入所者の人権の尊重と尊厳の確保を図ります。

(6) 地域における生活環境の改善

ホームレスが起居の場所とすることにより、公共施設の適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、施設内の巡視やテント・小屋掛け、放置物件の撤去指導等必要な措置を講ずるなど、適正な利用を確保します。

ア 施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられているときは、保健福祉センター、巡回相談等関係機関と連絡調整を十分に行い、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、施設内の巡視、テント・小屋掛け、放置物件の撤去指導等を行い、早期に適正な利用を確保します。

イ 当該施設の適正な利用を確保するため、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとります。

また、洪水等の災害時においては、とくにホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、配慮して対応します。

(7) 地域における安全の確保

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得ながら、警察をはじめ、関係機関と緊密に連携を図ります。

(8) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携

ホームレスの自立の支援等に関する諸施策を推進するにあたっては、地域の実情を把握している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体等との連携・協力が重要であることから、積極的に情報交換を行うなど、支援や協力等を求め、その活用を図ります。

第4 大阪市の実施計画について

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。

2 実施計画の評価と実施計画の見直し

中間年にあたる2026（令和8）年度及び、計画期間の満了前に、ホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係機関、関係団体、有識者等の意見を聴取して、これを参考としながら計画に定めた施策の評価・効果検証を行います。得られた結果は公表するとともに、実施計画の見直しに際し、参考にします。

ホームレス特措法、基本方針、大阪府実施計画、大阪市実施計画の計画年度

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028								
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度								
ホームレス 特措法	8月 法施行											期限 の延 長																							
基本方針	7月							7月							7月							7月													
生活実態 調査 (全国)	2003(平成15)年1・2月調査							2007(平成19)年1月調査							2012(平成24)年1月調査							2016(平成28)年10月調査							2021(令和3)年11月調査						
大阪府 実施計画			→					→					→					→					→												
大阪市 実施計画			→					→					→					→					→												

大阪市と国の主な取組み

	国	大阪市
1998 (H10) 年 11 月		大阪市内における野宿生活者(ホームレス)の概数・概況調査(ホームレス数 8,660 人)
1999 (H11) 年 2 月	ホームレス問題連絡会議設置	
1999 (H11) 年 7 月		大阪市野宿生活者対策推進本部を設置
1999 (H11) 年 8 月		野宿生活者巡回相談事業を開始
2000 (H12) 年 3 月		大阪市野宿生活者(ホームレス)対策に関する懇談会を設置
2000 (H12) 年 10 月 ～12 月		自立支援センター大淀、西成、淀川開設
2000 (H12) 年 12 月		長居仮設一時避難所開設
2001 (H13) 年 12 月		西成仮設一時避難所開設
2002 (H14) 年 8 月	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の施行	
2002 (H14) 年 11 月		大阪城仮設一時避難所開設
2003 (H15) 年 1 月 ～2 月	全国調査(生活実態調査、概数調査)	生活実態調査(ホームレス数 6,603 人)
2003 (H15) 年 3 月		長居仮設一時避難所閉所
2003 (H15) 年 7 月	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針公示	
2004 (H16) 年 3 月		大阪市野宿生活者(ホームレス)の自立の支援等に関する実施計画策定(2004(平成16)年度～2008(平成20)年度)
2005 (H17) 年 1 月		西成仮設一時避難所閉所
2005 (H17) 年 8 月		大阪ホームレス就業支援センター開設
2006 (H18) 年 1 月		自立支援センター舞洲1、舞洲2開設
2007 (H19) 年 1 月	全国調査(生活実態調査、概数調査)	生活実態調査(ホームレス数 4,069 人)
2008 (H20) 年 3 月		大阪城仮設一時避難所閉所
2008 (H20) 年 7 月	基本方針の見直し	
2009 (H21) 年 3 月		大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画策定(2009(平成21)年度～2013(平成25)年度)
2012 (H24) 年 1 月	全国調査(生活実態調査、概数調査)	生活実態調査(ホームレス数 2,179 人)
2012 (H24) 年 6 月	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部改正(法期限の5年延長)	
2013 (H25) 年 1 月	全国調査(概数調査)	概数調査(ホームレス数 1,909 人)
2013 (H25) 年 3 月		自立支援センター淀川休止
2013 (H25) 年 7 月	基本方針の見直し	
2014 (H26) 年 3 月		大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画策定(2014(平成26)年度～2018(平成30)年度)
2015 (H27) 年 4 月	生活困窮者自立支援法施行	自立支援センター(大淀)休止、(舞洲1)廃止
2016 (H28) 年 10 月	全国調査(生活実態調査)	生活実態調査
2017 (H29) 年 1 月	全国調査(概数調査)	概数調査(ホームレス 1,208 人)
2017 (H29) 年 4 月		自立支援センター西成休止
2017 (H29) 年 6 月	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部改正(法期限の10年延長)	
2018 (H30) 年 1 月	全国調査(概数調査)	概数調査(ホームレス 1,023 人)
2018 (H30) 年 3 月		自立支援センター(淀川)廃止
2018 (H30) 年 7 月	基本方針の見直し	

	国	大阪市
2021 (R3) 年 11 月	全国調査 (生活実態調査)	生活実態調査
2023 (R5) 年 1 月	全国調査 (概数調査)	概数調査 (ホームレス 841 人)
2023 (R5) 年 7 月	基本方針の見直し	

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課 (ホームレス自立支援グループ)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話 (06) 6208-7924 FAX (06) 6202-0990